

りそな年金研究所

# 企業年金ノート

## 目次

【本題】	厚生年金基金の平成27年度財政決算結果について	P1
【コラム】	リスク対応掛金について	P7

## 厚生年金基金の平成27年度財政決算結果について

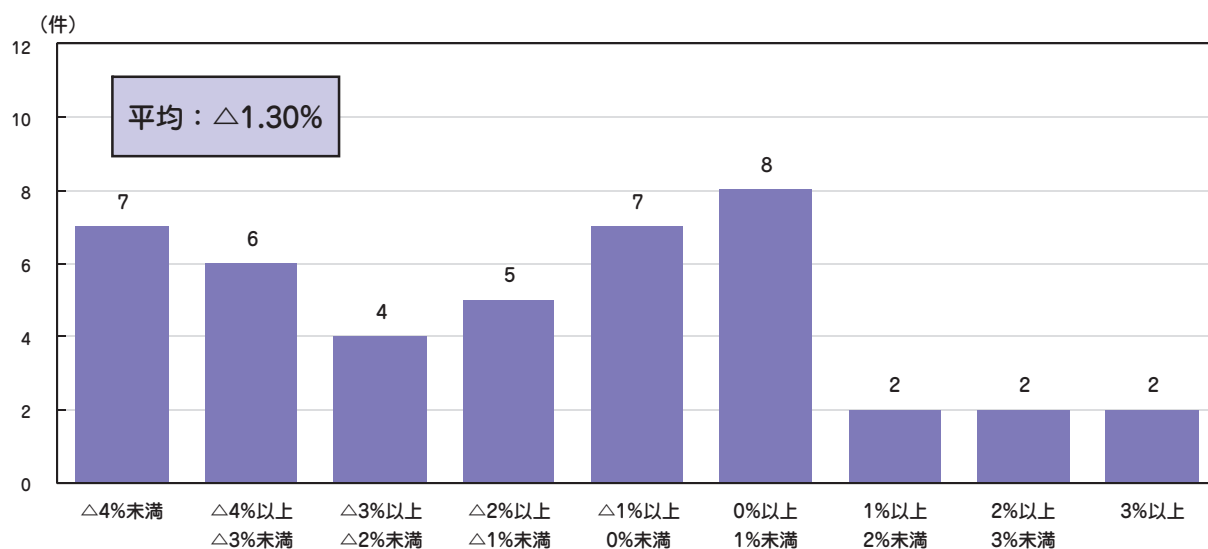
### 1. はじめに

弊社総幹事の厚生年金基金（以下「基金」）43基金の平成27年度財政決算結果がまとまりましたので、資産運用利回りの分布状況および財政検証の結果の概況等をご案内します。

### 2. 資産運用利回りについて

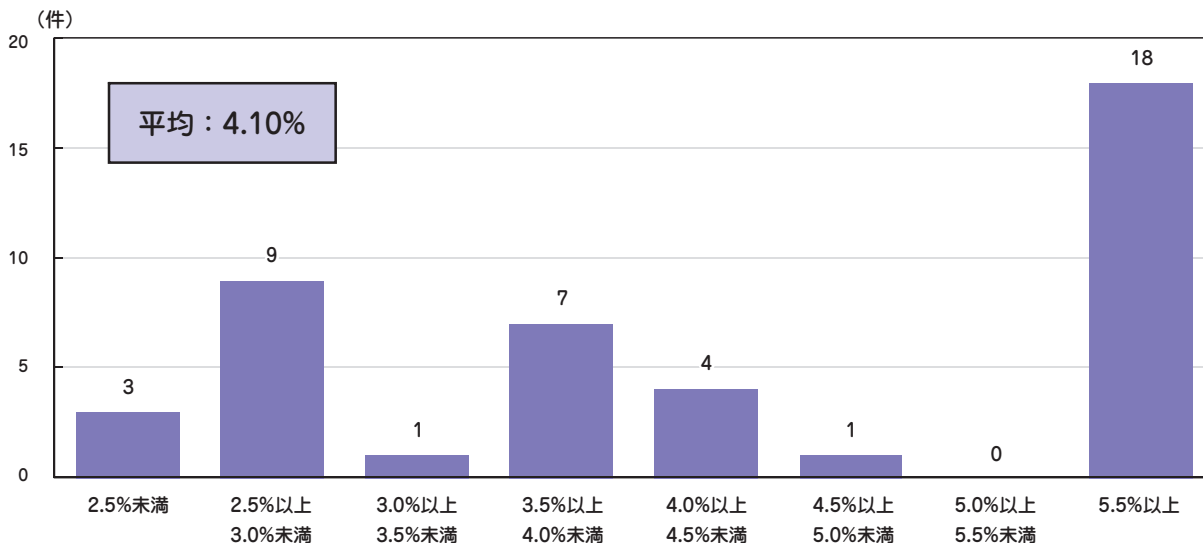
平成27年度資産運用利回り（運用報酬・業務委託費等控除後）の分布状況は、図1の通りです。資産運用利回りの平均は $\Delta$ 1.30%（前年度11.41%）と、平成23年度以来4年ぶりのマイナスとなりました。なお、過半数の基金において運用利回りがマイナスとなっていますが、プラスの利回りを確保した基金も見受けられます。

<図1>資産運用利回りの分布状況（平成27年度）



（注）資産運用利回りは、運用報酬・業務委託費等控除後のもの。

<図2> プラスアルファ部分の予定利率の分布状況 (平成27年度)



(注) 加算型の基金については、加算部分の予定利率を集計している。

### 3. 積立水準 (継続基準・非継続基準) について

財政検証のうち、継続基準および非継続基準の積立水準についてご案内します。なお、グラフ上 (図3、図5～7) では、解散・代行返上計画 (→3. (4) ご参照) を実施中の基金も集計対象に含めています。

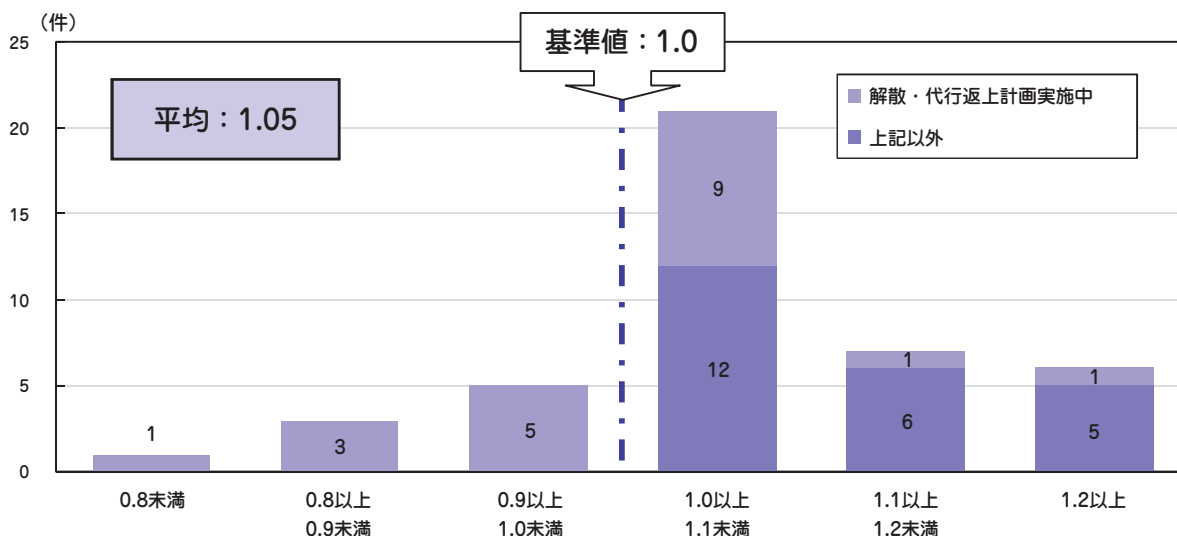
#### (1) 継続基準

継続基準の財政検証においては、まず、「純資産額÷責任準備金」の値が1.0以上であることが求められます。責任準備金は、制度が今後も継続するために現時点で確保しておくべき額であり、年金資産は、資産評価調整額を考慮せず純資産額で判定することとされています。

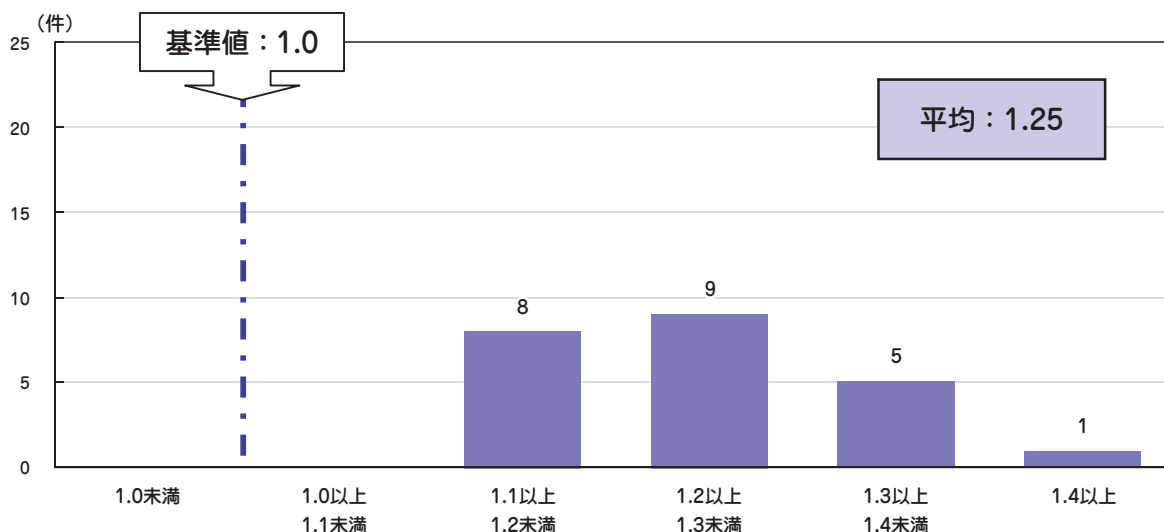
一方、変更計算の要否の判定においては、純資産額に資産評価調整額を加算した数理上資産額を用います。上記の継続基準の判定基準を満たしておらず、さらに「(数理上資産額+許容繰越不足金) ÷ 責任準備金」の値が1.0未満の場合には、掛金の見直し (変更計算) が必要となります。

平成27年度の財政決算結果をみると、弊社総幹事先の79%が継続基準を満たしています。なお、解散・代行返上計画を実施中の基金を除いた弊社総幹事先については、全ての基金が継続基準を満たしています (図3および図4)。

<図3> 継続基準の積立水準 (純資産額÷責任準備金) の分布状況 (平成27年度)



＜図4＞継続基準の積立水準（(数理上資産額＋許容繰越不足金)÷責任準備金）の分布状況(平成27年度)



(注) 解散・代行返上計画を実施中の基金を除く。

## (2) 非継続基準

非継続基準の財政検証においては、「純資産額÷最低積立基準額」が0.98以上かつ「純資産額÷最低責任準備金」が1.20以上であることが求められます。「純資産額÷最低責任準備金」が基準値を満たしていない場合でも当該割合が1.05以上であれば、掛金の見直しは不要です（このほか、過去3事業年度の実績等により掛金の見直しが不要となる場合があります）。

平成27年度財政決算結果では、弊社総幹事先の33%の基金で、最低積立基準額に対する積立水準が基準値（0.98）を上回っています（図5）。また、弊社総幹事先の67%の基金で、最低責任準備金に対する積立水準が基準値（1.20）を上回っています（図6）。

なお、非継続基準の財政検証は、基金が解散するとした場合に必要な積立金が確保されているかという観点で行われるものです。最低責任準備金は解散時に国に返還する額をいい、財政運営上の代行部分の債務とされています。『公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律』（以下「改正法」）施行後5年間は、解散・代行返上の際の最低責任準備金算出において、厚生年金本体利回りの適用時期については「期ずれなし」または「期ずれあり」、代行給付費の算定方法については「みなし7号方式」または「8号方式（0.875または年齢階級3区分別係数）」の選択が可能です。厚生年金本体利回りの適用時期を「期ずれあり」とした場合の「純資産額÷最低責任準備金」の積立水準は、平成27年度財政決算における非継続基準の積立水準と比べて、平均で0.03上昇します（図7）。

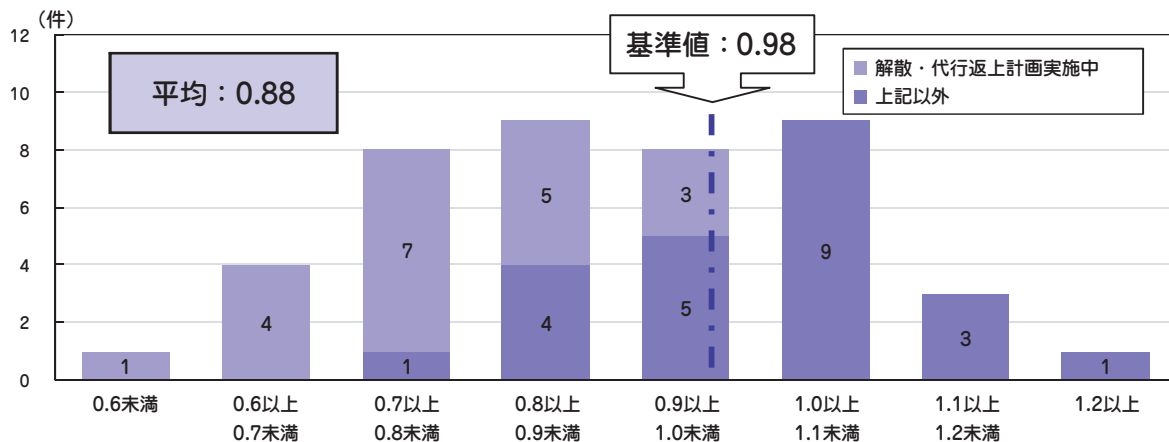
## (3) 継続基準・非継続基準の積立水準の推移

解散・代行返上計画を実施中の基金を除いた23基金についての、各種積立水準の前年度（平成26年度）財政決算からの推移は、図8の通りです。平成27年度の継続基準の積立水準の平均値は、前年度と同水準となっています。一方、非継続基準については、最低積立基準額に対する積立水準の平均値は前年度とほぼ同水準となっていますが、最低責任準備金に対する積立水準の平均値は上昇しています。

### ① 継続基準の積立水準の推移について

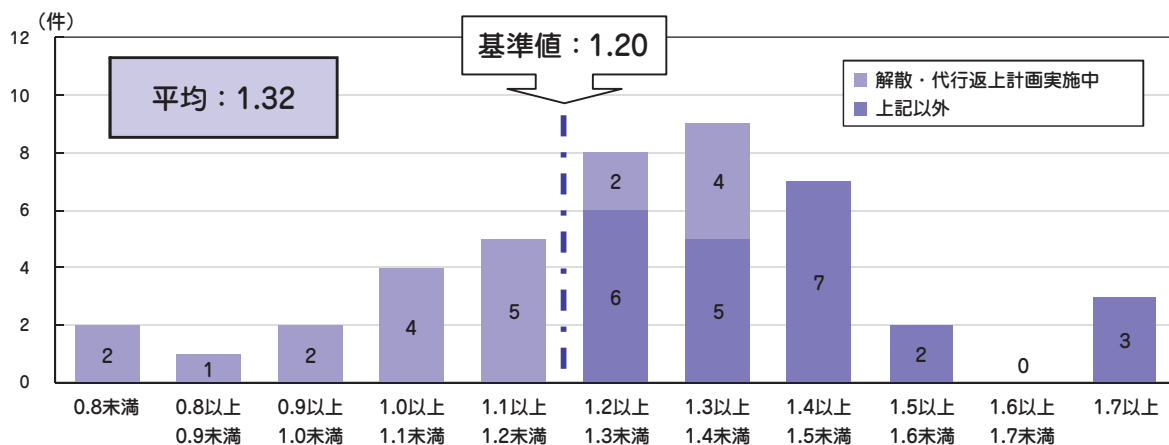
厚生年金基金では、代行部分に関しては厚生年金本体と同じ運用利回りを、プラスアルファ部分においては予定利率と同じ運用利回りを達成すると、利差損益は発生しません。平成27年度は、資産運用利回りの平均値（△1.30%：図1ご参照）は厚生年金本体利回り（△3.63%）を上回ったものの、プラスアルファ部分の予定利率の平均（4.10%：図2ご参照）を下回りました。このため、代行部分の債務である最低責任準備金に対する純資産額の水準は前年度から上昇しましたが、プラスアルファ部分では下回った影響により、資産全体としての継続基準の積立水準は前年度と同水準となったものと考えられます。

<図5> 非継続基準の積立水準（純資産額÷最低積立基準額）の分布状況（平成27年度）



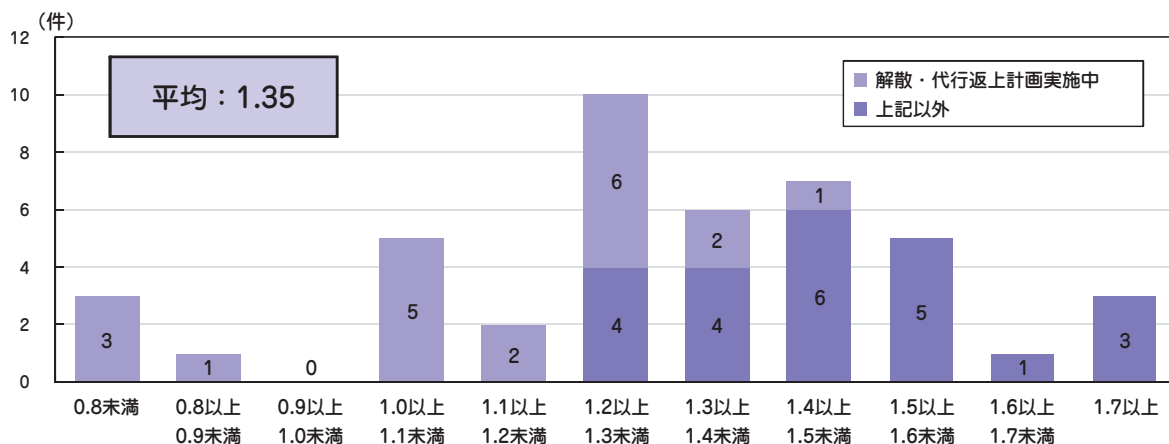
(注) 「0.9以上1.0未満」(8件)の内訳は、0.9以上0.98未満が7件、0.98以上1.0未満が1件である。

<図6> 非継続基準の積立水準（純資産額÷最低責任準備金）の分布状況（平成27年度）



(注) 「1.0以上1.1未満」(4件)の内訳は、1.0以上1.05未満が2件、1.05以上1.1未満が2件である。

<図7> 「期ずれあり」とした場合の積立水準（純資産額÷最低責任準備金）の分布状況（平成27年度）



(注) 代行給付費の算定方法は平成27年度財政決算で適用されたものと同じ前提とした。

## ②非継続基準の積立水準の推移について

代行部分の債務である最低責任準備金に対する積立水準については前述の通りですが、最低積立基準額に対する積立水準については、代行部分における前述の影響に加えて、プラスアルファ部分において最低積立基準額の算定に用いた予定利率が前年度から低下したことにより、結果的に前年度と同水準となったものと考えられます。

なお、平成26年4月以降は最低責任準備金の前納が可能となり、前納した部分については前納した月以降解散・代行返上時までの利息がかからなくなるため、運用リスクを負わなくて良くなるというメリットがあります。最低責任準備金の前納を行った基金は、前納の時期及び額により影響の程度は異なるものの、上記で述べた理由による最低責任準備金に対する積立水準の推移への影響は限定的なものとなりました。

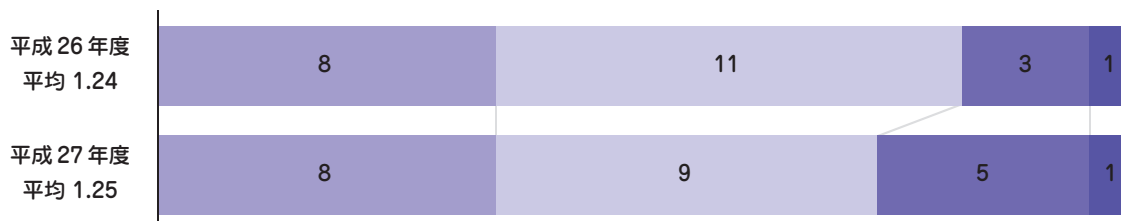
<図8> 積立水準の推移（解散・代行返上計画実施基金を除く）

### ◆継続基準（純資産額÷責任準備金）

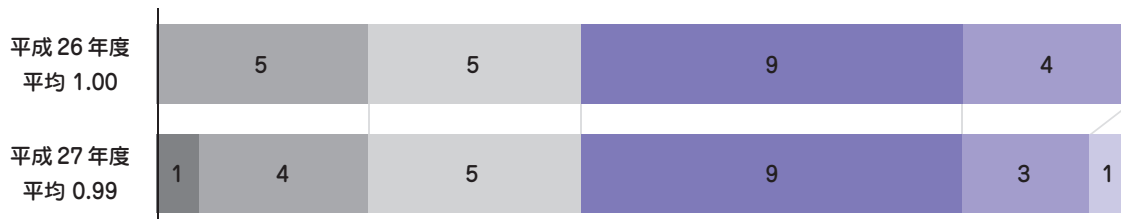
■ 0.8未満 ■ 0.8以上 ■ 0.9未満 ■ 0.9以上 ■ 1.0未満 ■ 1.0以上 ■ 1.1未満 ■ 1.1以上 ■ 1.2未満 ■ 1.2以上 ■ 1.3未満 ■ 1.3以上 ■ 1.4未満 ■ 1.4以上



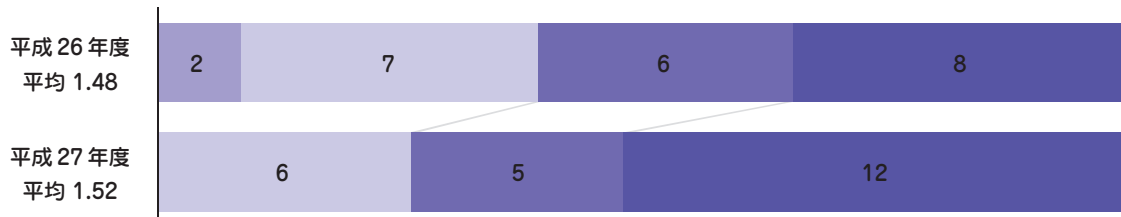
### ◆継続基準（(数理上資産額+許容繰越不足金)÷責任準備金）



### ◆非継続基準（純資産額÷最低積立基準額）



### ◆非継続基準（純資産額÷最低責任準備金）





(4) 解散・代行返上計画を実施中の基金の財政検証について

改正法の施行後5年以内に解散しようとする場合、または代行返上を行い確定給付企業年金に移行しようとする場合は、「解散計画」または「代行返上計画」を厚生労働大臣に提出することができます。解散・代行返上計画では、解散・代行返上予定日における一定の基準を満たす積立目標を設定することとなり、計画を提出した基金は、従来の財政検証に代えて、当該計画に定めた積立目標を達成することが可能かどうかを検証することとされています。

平成27年度の財政決算では、弊社総幹事先の解散・代行返上計画を実施中の全ての基金において、解散または代行返上予定日における積立目標を達成できる見込みとなり、現行の計画を継続実施することが可能という結果となりました。

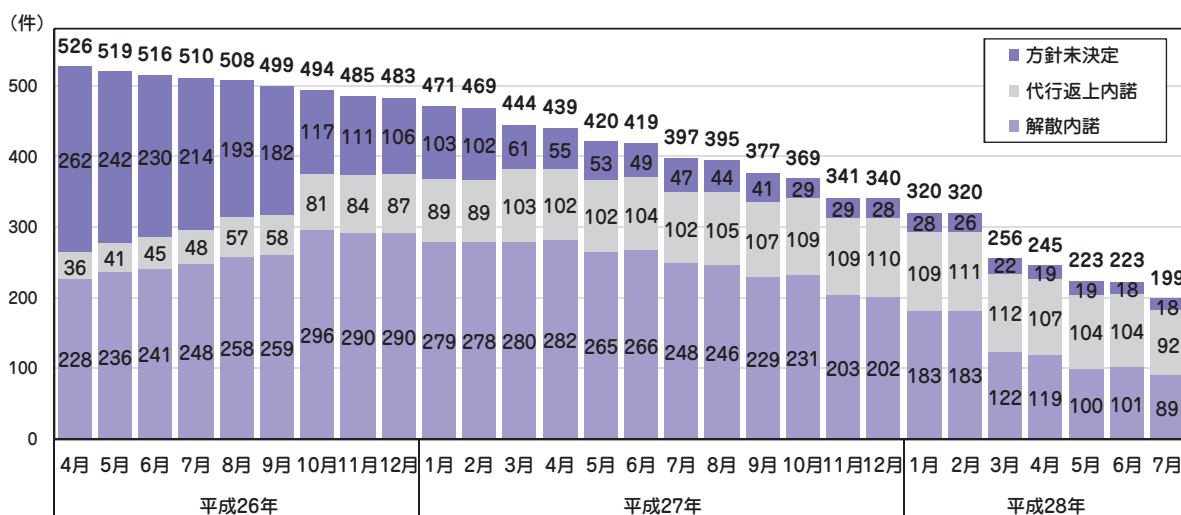
4. まとめ

平成27年度の資産運用利回りは若干のマイナス（平均△1.30%）となり、継続基準・非継続基準に関する積立水準については若干動きに差があるものの、前年度に比べ大きな変動はありませんでした。継続基準については、解散・代行返上計画を実施中の基金を除いた全ての基金で基準を満たしていますが、非継続基準については、最低積立基準額に対する積立水準において基準を満たしていない基金がなお存在します。

厚生労働省の資料によりますと、厚生年金基金における解散または代行返上の方針決定状況は、図9の通りです。改正法施行当初（平成26年4月）の段階では、解散も代行返上も選択していない「方針未決定」の基金が約半数を占めていましたが、時間の経過とともに方針を決定する基金が増加し、平成28年7月時点で「方針未決定」の基金数はわずか18基金となっています。また、上記3.(3)で述べたとおり、平成26年4月以降は最低責任準備金の前納が可能となりましたが、今回の財政決算の対象基金においては、29基金が最低責任準備金の前納を行っており（平成28年8月末時点）、解散・代行返上に向けた対応が進んでいることがうかがえます。

改正法を受けて、平成26年4月以降平成28年7月までに、47基金が代行返上、287基金が解散しています。解散を選択した場合でも、残余財産を確定給付企業年金等に持ち込み、残余財産を原資として給付を行うことも可能です。さらに、社会保障審議会企業年金部会においては、公的年金制度を補完する役割を強化するため、企業年金制度の普及を図る政策等が検討されており、今後の企業年金のさらなる普及・拡大が望まれます。

<図9> 厚生年金基金の解散・代行返上の方針決定状況（平成26年4月以降）



(出所) 厚生労働省「厚生年金基金の解散・代行返上の状況」を基に作成。

(年金信託部 吉田 美咲)

— リそなコラム —

リスク対応掛金について

第73回のコラムのテーマは、リスク対応掛金の概要に関する、ある信託銀行の営業マン「Aさん」と、その上司である「B課長」とのディスカッションです。

Aさん：先日、お客さまのところに確定給付企業年金（DB）の財政決算の説明のために訪問した際に、「最近、景気変動における好不況の波が激しく資産運用環境の変動も大きいことから、今後の予期しない積立不足を避けるためにもリスク対応掛金を早めに導入したいので、詳しく教えてほしい」と言われましたが、恥ずかしながら、お客さまの質問に即答できませんでした。より良い提案をしたいと考えているので、これを機会に、リスク対応掛金に関する知識を身に着けたいです。

B課長：最近、話題になっている「リスク対応掛金」だね。名称のとおり、将来発生するリスクに対応していくために拠出される掛金だと捉えればいいかな。ところで「将来発生するリスク」とは、具体的にどのようなリスクがあるかわかるかな？

Aさん：うーん、そうですね。例えば、大きな運用損失により積立不足が発生し、追加で掛金拠出が必要になってしまうことでしょうか？ それ以外にも、退職や昇給の実績が予定と乖離することによって不足金が生じることもリスクだと思います。

B課長：その通りだよ。今回導入が検討されているリスク対応掛金は、将来発生する財政悪化リスクにあらかじめ備えることを目指して導入が進められているものなんだ。

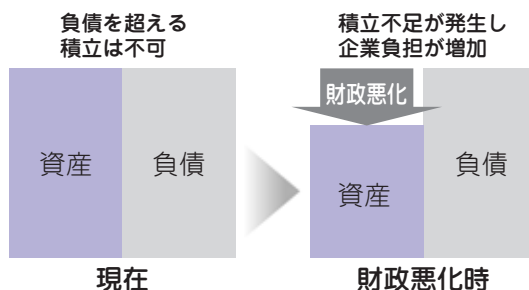
Aさん：なるほど。運用実績が悪いときは景気が悪いときが多いので、経営があまり思わしくない局面での追加の掛金拠出は、お客さまにとっては大きな負担になりますしね。積立不足に陥る前に拠出することができるリスク対応掛金には、需要がありそうですね。

B課長：いい視点だね。何事も「備えあれば憂いなし」と言うからね。それでは、早速リスク対応掛金の概要についてみていこう。

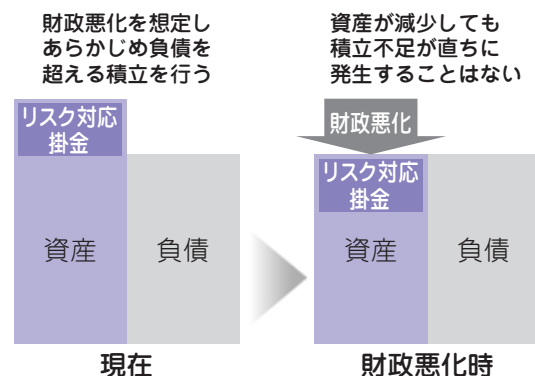
Aさん：はい。よろしくお願いします。

B課長：リスク対応掛金を算定するためには、まず財政悪化時に想定される積立不足の額、いわゆる「財政悪化リスク相当額」というものを算定する必要があるんだ。これまでのDBの仕組みでは、負債を超える積立ができなかったことから、景気が悪いときに積立不足が出やすい構造になっていたんだ。そこで、財政悪化リスク相当額を算定し、その範囲内でリスク対応掛金の拠出を可能とすることで、実際にリスクが発生した場合でも積立不足の発生を抑制しようということなんだ。

【 改正 前 】



【 改正 後 】



Aさん：なるほど。財政悪化リスク相当額の範囲内で、さらに追加して積み立てられるようになるわけですね。ところで、その財政悪化リスク相当額はどのように計算するのでしょうか？

B課長：計算方法は、標準的な方法と、各DBの実情に合った特別算定方法が想定されているよ。標準的な方法は、資産区分ごとの資産残高に所定のリスク係数を乗じた額を合計して算定する方法なので、比較的簡単に算定できるんだ。また、リスク係数が定められていない「その他の資産」（オルタナティブ、ヘッジファンド等）が含まれている場合は、補正率を用いる点に注意が必要だよ。

Aさん：わかりました。では早速、具体例を用いて標準的な方法で計算してみます。

## <標準的な方法による計算イメージ>

- ① 資産区分ごとに資産残高に所定の係数を乗じ、これらの合計額を算出する
- ② 係数の定められていない資産（その他の資産）の額を勘案した補正率を求める
- ③ ①の額に②の補正率を乗じた額が、標準的な方法による財政悪化リスク相当額となる

資産区分	係数の定められている資産						合計	その他の資産	資産合計
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産			
資産額	6億円	2億円	2億円	1億円	2億円	1億円	14億円	1億円	15億円
所定の係数	5%	50%	25%	50%	0%	0%			
資産額× 所定の係数の額	0.3億円	1億円	0.5億円	0.5億円	-	-	2.3億円 (①)	×1.07 (②)	2.46億円 (③)

※1.上記の例では、給付現価は20億円（積立金<給付現価）とする。

### 《補正率の算定方法》

$$\text{補正率} = \frac{\text{資産合計} \times 2}{\text{係数の定められている資産合計}} = \frac{15}{14} = 1.07$$

※2. 積立資産の額が給付現価の額を上回る場合は、給付現価の額。

Aさん：先ほど、B課長は「各DBの実情に合った特別算定方法」と仰っていましたが、特別算定方法とはどのようなものでしょうか？

B課長：特別算定方法の具体的な算出方法は、標準的な方法のように算定方法が一通りに決まっている訳ではないので、各DBにおいて実情にあった方法を検討する必要があるんだ。ただ、「標準的な方法」「特別算定方法」どちらを採用するにしても、20年に一度の財政悪化リスク（損失）にも耐えうる基準として算出されるということにはなっているよ。

Aさん：なるほど。特別算定方法は難しそうですね。

B課長：その他にも、特別算定方法については注意してほしいことがあるんだ。1点目は、資産区分におけるその他資産が20%以上（リスク分担型企業年金の場合は、資産区分におけるその他資産が10%以上）の場合は、特別算定方法での計算が義務付けられているということ。2点目は、特別算定方法を採用するには、予め厚生労働大臣の承認が必要となることだね。一旦、特別算定方法の承認を受ければ、その後の決算または財政再計算では当該特別算定方法を使用するけど、年金数理人が数理計算書類を確認する際に「使用中の特別算定方法が不適当である旨の所見」を付した場合には、直ちに当該特別算定方法を変更または使用を中止しないといけないことにも気を付けてほしいね。

Aさん：ありがとうございます。①特別算定方法での計算が義務付けられている場合があること、②特別算定方法を採用するには予め厚生労働大臣の承認が必要となること、の2点を覚えておきます。

B課長：うむ、リスク対応掛金は実際にはまだ導入されていないからね。ともに議論されているリスク分担型企業年金とあわせて、今後の動向を注視しておく必要があるよ。それだけではなく、お客さまがリスク対応について、どのような考えや要望を持っているのかをしっかりとキャッチアップしていく必要もあるね。

Aさん：よくわかりました。ありがとうございました。これからも、リスク対応掛金やリスク分担型企業年金の動向をしっかりと注視して、お客さまに対して最良のご提案ができるようにします。

B課長：良い心掛けだね。また別の機会にリスク分担型企業年金も詳しく勉強しよう。

企業年金ノート No.581

2016(平成28)年9月 リそな銀行発行



年金信託部 リそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3321 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

リそな銀行ホームページ：<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

リそな企業年金ネットワーク：<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

リそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「リそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）